

第 号

身 分 証 明 書

この証明書を携帯する者は、高知県希少野生動植物保護条例第37条第1項の規定に基づく希少野生動植物保護取締員であることを証明します。

写真貼り付け
箇所

所属

職名

氏名

有効期限 年 月 日まで

年 月 日交付

高知県知事

印

(裏面)

高知県希少野生動植物保護条例（抜粋）

（取締りに従事する職員）

第37条 知事は、その職員であって規則で定める要件を備えるものに、第9条、第13条第1項、第14条第1項、第16条、第21条第1項若しくは第2項又は第23条第1項に規定する権限の一部を行わせることができる。

2 前項の規定に基づき知事の権限の一部を行う職員は、当該権限を行うときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者から請求があったときは、これを提示しなければならない。

第43条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の**拘禁刑**又は50万円以下の罰金に処する。

（1） 略

（2） 第13条第1項又は第21条第2項の規定に基づく命令に違反した者

第46条 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

（1） 略

（2） 第14条第1項の規定に基づく報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定に基づく立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

（3） 第23条第1項の規定に基づく報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同条第2項の規定に基づく立入検査若しくは立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

（4） 略

注 この用紙は、日本産業規格A列6番とし、厚い紙を用いる。